



旅館・ホテル 等における違反是正

松山市消防局松山市東消防署予防担当
寒作典員

松山市の概要

松山市は、北西部の瀬戸内海に浮かぶ中島から高縄山系のすそ野を経て、重信川と石手川により形成された松山平野へと広がった地形である。

明治6年に愛媛県庁が設置されて県都となった。明治22年12月15日の市制施行以来、政治・経済の中心都市として成長し、また、俳人正岡子規をはじめ、多くの文人を輩出するなど地方文化の拠点としての役割を果たしてきた。

また、3,000年の歴史を誇り日本最古の温泉とも言われている道後温泉、日本100名城にも選出されている松山城など、名だたる史跡と歴史

のある街でもある。

昭和20年、市街地の大部分を戦災により焼失したが、今日では総合的な都市機能を備えている。平成12年4月に中核市へと移行し、平成17年1月には隣接の1市1町と合併し、四国初の50万都市となった（面積は429.06km²、人口は約514,000人）。

消防本部の概要

松山市消防局は、職員数458名で4課・4消防署・5支署・2出張所により組織されている。当消防本部の予防体制は、予防課において、消防

同意、危険物規制、火災調査、火災予防の啓発活動等の予防業務全般に係る事務を所管し、4消防署に、消防用設備等設置検査や火災予防条例の審査等を専任で行う予防担当員を配置している。

査察体制

査察体制は、市内の事業所約13,700件を査察対象物として、対象物の規模及び潜在的危険性ことから、4つの種別に分類し、種別に応じた査察サイクルにより定期的な立入検査を実施している。この定期査察の実施主体は、現場活動隊である警防担当員であり、年間約5,000件の実績がある。また、全国的に社会的影響のある火災事案を受けて実施する緊急立入検査や、法令改正に伴う是正指導等の立入検査については、より専門的知識が必要になるため、予防課及び予防担当が主となり実施している。

違反対象物の概要

平成17年の市町村合併に伴い、松山市に編入された常備消防を置かない1町の管内において、防火対象物の調査を実施したところ、事業実態があるにもかかわらず査察対象物として把握できていない建物が数件確認された。

この調査結果を受け、未把握であった防火対象物について立入検査を実施したところ、4件の施設で自動火災報知設備等の未設置違反が認められたため、それぞれの施設の関係者に消防用設備等の設置について指導を行ったが、口々に「合併前には、消防法令違反と言われたことはない」と言い立て、指導内容に理解が得られない状況であった。

その後、平成24年までの間にそれぞれ5回にわたり立入検査を実施し、その都度立入検査結果通知書を交付し、継続的に指導を行ったが、違反事項の改善意欲は見られず、未是正の状態が長期化した。

上記違反対象物の4件は、宿泊施設もしくは宿泊施設が存する複合用途防火対象物として営業しており、それぞれを、対象物A、対象物B、対象物C、対象物Dとする。施設概要は以下のとおり。

【対象物A】

- 令別表第1用途
(16)項イ(ホテル、飲食店、一般住宅)
- 構造、規模
RC造 一部木造 地上3階建
延べ面積 373.17㎡
収容人員 28人
- 設置が必要となる消防用設備等
消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯
- 対象物Aの違反事項
自動火災報知設備未設置違反
避難器具未設置違反

【対象物B】

- 令別表第1用途
(5)項イ(旅館)
- 構造、規模
木造 地上2階 地下1階建
延べ面積 549.86㎡
収容人員 35人
- 設置義務が必要となる消防用設備等
消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯
- 対象物Bの違反事項
自動火災報知設備の未設置違反

【対象物C】

- 令別表第1用途
(5)項イ(民宿)
- 構造、規模
鉄骨造 地上3階建
延べ面積 389.55㎡
収容人員 28人
- 設置が必要となる消防用設備等
消火器、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯
- 対象物Cの違反事項
自動火災報知設備未設置違反

【対象物D】

- 令別表第1用途
(16)項イ(旅館、飲食店、一般住宅)
- 構造、規模
木造 地上2階建

⊘ 違反是正

延べ面積 1,046.11㎡

収容人員 90人

- 設置が必要となる消防用設備等
消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報器、
非常警報設備、避難器具、誘導灯
- 対象物Dの違反事項
自動火災報知設備未設置違反
漏電火災警報器未設置違反
避難器具未設置違反
誘導灯未設置違反

火災事例をふまえた是正指導

広島県福山市の宿泊施設での火災を受けて、平成24年5月22日に違反對象物4件の立入検査を再度実施した。不備事項については、前述のとおりである。

この立入検査において、関係者に対し、これまでの火災事例にみる法令履行義務者の責任の重さ

や法令遵守の重要性、消防用設備等の設置に係る手続き等について詳細に説明したことにより、一定の理解は得られるようになったが、改善に向けた取組みは依然として行われることがなかった。

こうした状況と指導の経緯（違反状態が確認されてから平成22年に至るまでの6回にわたる立入検査での指導、立入検査結果通知書による関係者への通知等）から、これまで以上に強い姿勢で違反是正に臨む必要があると判断し、松山市火災予防査察規程に基づく改善計画書の提出を求めたほか、違反是正指導の手法の一つである「通信等是正指導」に力を入れ、電話連絡、電子メール、FAX等の通信手段を活用した継続性のある効果的な指導を行うこととした。

違反是正の経過

- 平成24年6月22日
対象物Aより改善計画書が提出される。



松山城

通信等是正指導記録	
防火対象物名称	■■■■■■■■■■
所在地	松山市 ■■■■■■■■
台帳名称	■■■■■■■■■■
台帳番号	■■■■■■■■■■ 棟番号 01棟
平成24年10月17日11時50分頃、上記防火対象物の消防法令違反について、下記の者に通信等是正指導をした。	
所属	■■■■■■■■■■
階級・氏名	■■■■■■■■■■
通信手段	<input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他()
事業所名・住所	■■■■■■■■■■
職・氏名	■■■■■■■■■■
電話番号、FAX番号又はメールアドレス	089-9-■■■■■■■■■■
指導内容	
工事の進捗状況について確認の連絡を行う。現在、建築の担当である■■■■■■■■■■が松山市役所都市整備部建築指導課の■■■■■■■■■■と協議中であり、建築基準法を含めた是正計画を今年度中には作成できるとのこと。	

※ 事業所に訪問し口頭による指導を行った場合は、通信等手段の「その他（訪問）」とする。

通信等是正指導記録

○平成24年6月25日

対象物B及び対象物Cから改善計画書が提出される。

○平成24年6月30日

対象物Dより改善計画書が提出される。

○平成24年7月18日

対象物A消防法令違反の是正（自動火災報知設備未設置違反、避難器具未設置違反）

○平成24年11月21日

対象物B消防法令違反の是正（自動火災報知設備未設置違反）

○平成24年12月5日

対象物C消防法令違反の是正（自動火災報知設備未設置違反）

※対象物Dの違反是正については、建築基準法違反の改善も併せて行うため、現在、本市の建築部局と関係者が協議し、継続指導中であるが、設備図面等を含む改善計画書が提出されており、今年度中には是正される予定である。

今回の違反是正に対するポイント

① 広島県福山市の宿泊施設の火災発生直後に、

時機を逸することなく立入検査を実施したことで、施設の関係者に法令違反の危険性や法令遵守の重要性を認識させることができた。

② 平成24年5月22日の立入検査後から違反是正に至るまで行った「通信等是正指導」については、電話連絡、電子メール等による相談、指導に関するすべての記録を「通信等是正指導記録」に残した。この記録の積み重ねから指導の方向性を見出すことができ、効果的な指導につながった。

③ 本市の建築部局や、旅館業法を所管する保健部局との相互連絡を密にし、情報共有に努めた。

④ 法令規制等を説明する際、相手が少しでも理解ができない部分があれば、何が理解できないか、どう説明すれば理解してもらえるのかを追求し業務に臨んだ。

おわりに

紹介した事例については、広島県福山市ホテル火災を契機として、違反是正に対する姿勢を強化し、市関係部局と連携を図りながら是正指導にあたったことから、違反処理に移行することなく、円滑に違反を解消することができた。

近年、違反是正のあり方として、「消防法による措置命令や使用停止命令、告発等を積極的に発動し、迅速かつ効果的な違反処理を進めるべきだ。」という考え方が主流になってきているが、違反是正された事案の多くは、関係者等の改善意欲を喚起する行政指導によるものであることも事実である。

「公権力の行使ありき」で行政指導にあたることは、予防行政の本務ではなく、命令、告発等は、消防目的を達成するための、一つの手段であることを再認識しなければならない。

最後に、今回の事例を通じて、違反是正に向けた取組みは、関係者と消防機関双方が多大なエネルギーを費やすことになるが、違反の程度や緊急性、相手方の是正意思等に応じた指導経過のなかで、消防機関は、最善の対応を選択し、比例原則を旨として、最大の効果を求めて違反是正を進めていくことが重要であると実感した。